

市民文教委員会

市民部 UD・男女共同参画課

(仮称) 浜松市パートナーシップ宣誓制度創設について (中間報告)

(仮称) 浜松市パートナーシップ宣誓制度創設にあたり、これまでの協議の中で修正した内容についてご報告いたします。

- 1 制度概要 別紙「(仮称) 浜松市パートナーシップ宣誓制度の概要 (案)」のとおり
- 2 修正箇所

項目	修正後	修正前
3 パートナーシップの定義	互いを人生のパートナーとし、 <u>相互に責任をもって協力し合うことにより、共同生活を行うことを約した二者の関係をいう。</u>	互いを人生のパートナーとし、 <u>日常生活において協力し合うことを約束した、多様な性自認や性的指向を持つ一方又は双方が性的マイノリティの二人の関係をいう。</u>
4 宣誓することができる者 (2)住所要件	<u>少なくともいずれか一方が市内に住所を有している、又は市内への転入を予定していること (従前自治体において浜松市への転出届をしている場合に限る)。</u>	市内に住所を有している、又は市内への転入を予定していること。

- 3 今後の予定
 - 年度内を目標に、継続して要綱による制度創設準備を進める